

# 第161回 定時株主総会 招集ご通知

## 開催日時

平成29年6月23日（金曜日）  
午前10時  
（受付開始：午前9時30分）

## 開催場所

大手門パインビル  
2階会議室

福岡市中央区大手門一丁目1番12号

## 目次

■第161回定時株主総会招集ご通知	01
■株主総会参考書類	03
第1号議案 定款一部変更の件	
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件	
第3号議案 当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の一部改定及び継続の件	
■添付書類	
事業報告	31
連結計算書類	58
計算書類	60
監査報告書	62

(証券コード1518)  
平成29年6月1日

株 主 各 位

福岡市中央区大手門一丁目1番12号  
**三井松島産業株式会社**  
代表取締役社長 天 野 常 雄

## 第161回 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第161回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成29年6月22日（木曜日）午後5時30分までに到着するようご返送いただきたく、よろしくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成29年6月23日（金曜日）午前10時
2. 場 所 福岡市中央区大手門一丁目1番12号  
大手門パインビル 2階 会議室  
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください)
3. 会議の目的事項  
報告事項 1. 第161期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件  
2. 第161期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）計算書類の内容報告の件  
決議事項  
第1号議案 定款一部変更の件  
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件  
第3号議案 当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の一部改定及び継続の件

以 上

1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
2. 本招集ご通知に際して記載すべき書類のうち、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」および計算書類の「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」につきましては、法令および定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.mitsui-matsushima.co.jp/news/index.php>) に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。  
したがって、本招集ご通知の添付書類は、会計監査人および監査等委員会が会計監査報告および監査報告の作成に際して監査した連結計算書類および計算書類の一部であります。
3. 株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に修正すべき事項が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.mitsui-matsushima.co.jp/>) に掲載させていただきます。

## 株主総会参考書類

### 議案および参考事項

#### 第1号議案 定款一部変更の件

##### 1. 提案の理由

当社および子会社の事業の現状に即し、事業内容の明確化を図るとともに、子会社を含めた今後の事業展開および事業内容の多様化に対応するため、現行定款第2条（目的）について所要の変更を行うものであります。

##### 2. 変更の内容

変更の内容は、以下のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
(目的)	(目的)
第2条 当社は、下記の事業を営むことを目的とする。	第2条 (現行どおり)
1.	1.
～ (条文省略)	～ (現行どおり)
21.	21.
22. 紳士服、婦人服、ワイシャツ等の衣料品の製造 <u>及び縫製加工並びに</u> 販売	22. 紳士服、婦人服、ワイシャツ等の衣料品の製造 <u>および縫製加工ならびに</u> 販売
(新 設)	23. <u>マスクブランクス等各種薄膜製品および加工装置の製造販売</u>
23. (条文省略)	24. (現行どおり)
24. (条文省略)	25. (現行どおり)

## 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の候補者は、次のとおりであります。

候補者の番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	候補者の有する当社の株式数
1	くしま しんいちろう 串間 新一郎 (昭和26年6月4日)	昭和50年4月 株式会社三井銀行（現株式会社三井住友銀行）入行 平成7年2月 同行国際企画部詰 インドネシアさくら銀行副社長 平成11年10月 同行鹿児島支店長 平成16年4月 株式会社ベルデ九州取締役管理本部長 平成17年6月 当社入社 取締役 常務執行役員 平成19年6月 当社取締役 専務執行役員 平成20年4月 当社取締役 副社長執行役員 平成20年10月 当社代表取締役社長 社長執行役員 平成26年6月 当社代表取締役会長（現任） (重要な兼職の状況) MITSUI MATSUSHIMA INTERNATIONAL PTY.LTD. Director クリーンサアフェイス技術株式会社 取締役	13,800株
<p>(取締役候補者とした理由) 串間新一郎氏は、当社の代表取締役社長、代表取締役会長を歴任し、経営責任者として、取り巻く環境変化に応じて新規事業参入・育成を推進する等、豊富な経営経験と実績を有しています。当社は、同氏がその経験や知見を当社取締役会で活かすことにより、当社グループ全体のコーポレートガバナンスの実効性強化が期待でき、企業価値の向上に繋がると判断したため、取締役候補者としたものです。</p>			

候補者の 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	候補者の有 する当社の 株 式 数
2	あまのつねお 天野常雄 (昭和33年7月8日)	昭和56年4月 川鉄商事株式会社（現JFE商事株式会社）入社 平成13年4月 同社原料部担当部長 平成16年1月 コーニング・インターナショナル株式会社入社 光通信システム営業部長 平成20年8月 当社入社 MITSUI MATSUSHIMA INTERNATIONAL PTY. LTD. 出向 平成21年6月 当社執行役員 燃料・エネルギー事業部長 平成22年6月 当社取締役 常務執行役員 燃料・エネルギー事業部長 平成25年4月 当社取締役 常務執行役員 燃料・エネルギー事業部長 不動産事業部担当 海外業務部担当 平成26年6月 当社代表取締役社長（現任） (重要な兼職の状況) MITSUI MATSUSHIMA INTERNATIONAL PTY.LTD. Director	9,500株
(取締役候補者とした理由) 天野常雄氏は、長年にわたる石炭営業経験を活かし、当社のエネルギー事業を牽引してまいりました。また、平成26年より代表取締役社長として、当社グループ全体の経営基盤強化および経営適正化の舵取りを担い、企業価値向上に貢献しております。当社は、同氏のこのような実績と知見を当社取締役会で活かすことにより、当社の更なる発展が期待できることから、取締役候補者としたものです。			

候補者の番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	候補者の有する当社の株式数
3	こやなぎ しんじ 小柳 慎司 (昭和33年9月19日)	昭和57年4月 当社入社 平成15年7月 当社社長室長 平成18年6月 当社経営企画室長 平成19年6月 当社執行役員 経営企画室長兼海外業務部長 平成22年6月 当社常務執行役員 経営企画部長 海外業務部担当 平成23年6月 当社取締役 常務執行役員 経営企画部長 海外業務部担当 平成26年6月 当社取締役 専務執行役員 総務部担当 人事部担当 国内関連業務部担当 内部監査室担当 不動産事業部担当 平成28年6月 当社取締役 専務執行役員 エネルギー事業本部長 生活関連事業本部担当 平成29年4月 当社取締役 専務執行役員 エネルギー事業本部長 (現任) (重要な兼職の状況) MITSUI MATSUSHIMA INTERNATIONAL PTY.LTD. CEO MITSUI MATSUSHIMA AUSTRALIA PTY.LTD. Director	7,800株
(取締役候補者とした理由) 小柳慎司氏は、当社の営業部門(海外・国内)、管理部門の責任者を歴任し、それぞれの分野を牽引してまいりました。当社は、同氏がその経験や知見に加え、経営上のバランス感覚を取締役会で活かすことにより、取締役会の実効性強化が期待できることから、取締役候補者としたものです。			

候補者の番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	候補者の有する当社の株式数
4	<p style="text-align: center;">の も と と し ひ ろ 野元敏博 (昭和33年3月11日)</p>	<p>昭和57年4月 株式会社三井銀行（現株式会社三井住友銀行） 入行  平成16年4月 同行川口法人営業部 部長  平成18年4月 同行自由が丘法人営業部 部長  平成21年4月 同行大森法人営業部 部長  平成23年5月 当社出向 経営企画部 部長  平成24年5月 当社入社 理事 経営企画部 部長  平成25年4月 当社執行役員  経営企画部長 経理部担当 情報システム部担当  平成26年6月 当社取締役 常務執行役員  経営企画部長 経理部担当 情報システム部担当  平成27年6月 当社取締役 常務執行役員  経営企画部長 経理部長 システム企画室担当  平成29年4月 当社取締役 常務執行役員  経理部長 経営企画部担当（現任）</p> <p>（重要な兼職の状況）  MITSUI MATSUSHIMA INTERNATIONAL PTY.LTD. Director  花菱縫製株式会社 取締役</p>	4,500株
<p>（取締役候補者とした理由）  野元敏博氏は、長年にわたる金融機関での職務経験を活かし、企画部門等の責任者として、当社の財務体質の改善・強化および当社成長戦略のひとつである新規事業の育成・強化に尽力してまいりました。当社は、同氏がその経験や知見を当社取締役会で活かすことにより、取締役会の実効性強化が期待できることから、取締役候補者としたものです。</p>			

(注) 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

なお、取締役（監査等委員であるものを除く。）候補者の選任および報酬については、監査等委員会において審議の結果、相当であると判断されました。



### 第3号議案 当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の一部改定及び継続の件

当社は、平成26年6月27日開催の当社第158回定時株主総会において株主の皆様から「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の一部改定及び継続の件」（以下「現プラン」といいます。）についてご承認をいただきましたが、現プランの有効期間は本総会の終結の時までとなっております。

現プランの有効期間満了に先立ち、当社では、現プランの開始後の社会・経済情勢の変化や買収防衛策をめぐる諸々の動向等を勘案しつつ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上を図る観点から現プランの継続の是非も含めてそのあり方について検討してまいりました。その結果、当社取締役会は本総会における株主の皆様のご承認を前提に、現プラン中の記載内容を一部変更したうえで「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下「本プラン」といいます。）を平成32年6月開催予定の当社定時株主総会終結の時まで継続することを決定しております。

なお、記載内容の一部変更は、平成28年6月に当社が監査等委員会設置会社へ移行したことに伴う現プラン中の監査役に関する記載の修正、「第2 基本方針の実現に資する特別な取り組み」内容の現状にあわせた修正及び文言の整理等の軽微な修正であり、対応策自体の内容に実質的な変更はありません。

つきましては、本プラン継続のご承認をお願いしたいと存じます。

#### 第1 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式等の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式等の大規模買付行為であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、大規模買付者による大規模買付提案を受け容れて大規模買付行為に応じるか否かの判断は、最終的に株主の皆様判断に委ねられるべきだと考えております。

ただし、株式等の大規模買付提案の中には、たとえばステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性があるなど、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのあるものや、当社グループの価値を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十

分に提供されないものもあります。

そのような提案に対して、当社取締役会は、株主の皆様から負託された者の責務として、株主の皆様のために、必要な時間や情報を確保するとともに、株式等の大規模買付提案者との交渉などを行うこと等により、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させる必要があると考えております。

## 第2 基本方針の実現に資する特別な取り組み

### (1) 「経営の基本理念」及び「経営ビジョン」

当社グループが目指す普遍的な価値を「経営の基本理念」として定め、この理念を実現するために企業として目指すべき姿を「経営ビジョン」として定めております。これらの理念・ビジョンは当社グループの役職員が意思決定を行う場合の方向性を示したものです。

#### ① 三井松島グループ 経営の基本理念

「人と社会の役に立つ」

三井松島グループは、大正2年（1913年）に長崎県松島において炭鉱会社として産声を上げ、これまで100年にわたり石炭事業を通じて、日本のエネルギー供給安定化に貢献してまいりました。これからも「人と社会の役に立つ」を経営の基本理念として、より豊かな活気ある社会作りに向け事業展開し、次の100年も更に成長し進化し続けます。

#### ② 三井松島グループ 経営ビジョン一次の100年のために私たちが目指す姿

- ・皆様から必要とされる企業を目指します。  
そのために、常に新しい事業分野の開拓や創造に積極果敢に挑戦し、社会のニーズに応えてまいります。
- ・皆様から信頼される公明正大な企業を目指します。  
そのために、財務の健全性とリスクテイクとのバランスの取れた経営を図り、全てのステークホルダーに対して誠実に向き合います。
- ・あらゆる環境変化に対応し、しなやかに自己変革できる企業を目指します。  
そのために、会社・社員一体となってアンテナを高くし、感性や創造性を磨きます。
- ・真面目に頑張る社員が報われる企業を目指します。  
そのために、フェアな企業風土を醸成いたします。

## (2) 当社グループの成長戦略

当社グループは、大正2年（1913年）の創業以来、長年培ってきた炭鉱経営の知識と経験並びに高度な採掘技術を活かし、石炭生産分野を中心とした事業を展開し、日本におけるエネルギーの安定供給に取り組んでまいりました。

一方で、石炭生産分野の業績は石炭価格や外国為替等の外部要因の変動に大きく左右され、また昨今は、CO<sub>2</sub>排出規制強化による先進国での石炭消費縮小が想定されるとともに、再生可能エネルギーやシェールガスの台頭等によりエネルギー資源を取り巻く構造にも変化の兆しが出てきております。

当社グループは、こうした将来のエネルギー資源ビジネスの変化に対応し、収益基盤の安定化・多様化を図るため、石炭生産分野への継続的な取り組みとあわせ、新規事業の育成・強化を積極的に推進してまいりました。

石炭生産分野への継続的な取り組みとしては、当社グループで保有する石炭関連の高いノウハウ・技術力を駆使し、現在進行中の新規プロジェクトを着実に進めつつ、既存プロジェクトのコスト削減などによる収益性の向上に努めてまいります。

新規事業の育成・強化については、近年では施設運営受託分野、再生可能エネルギー分野、介護分野、飲食用資材分野、衣料品分野、電子部品分野等の新規事業への参入を着実に進めてまいりました。これまでに取り組んできた新規事業の実績は、着実に成果として現れてきております。引き続き、これまでに参入した新規事業の横展開やM&Aを含めた新規案件への投資による収益の安定化・多様化を推進してまいります。

以上、当社グループは今後も引き続き、強固な財務基盤を背景に、積極的な投資活動を展開することで、安定的な事業ポートフォリオの構築・拡大による持続的な成長・発展を進めてまいります。

## (3) 利益還元の方針

当社グループにおきましては、株主に対する利益の還元を経営上重要な施策の一つとして位置づけており、将来における安定的な企業成長と経営環境の変化に対応するために必要な内部留保を確保しつつ、経営成績に応じた株主への利益還元を継続的に行うことを基本方針としております。

## (4) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

企業は、株主を含めたステークホルダーからの信頼にその存立の基盤を置いておりま

す。当社グループにおきましても、ステークホルダーからの要望に応える為には収益の追求が不可欠であります。それは健全な企業活動を通じて生み出されたものでなければ

企業の永続は望めないと考えます。企業収益を追求しつつ信頼を獲得し、これを益々強固なものにしていくには、確固たる統治機構（ガバナンス）を社内に構築し、コンプライアンスの徹底に努めることが企業経営の基本であり、最終的に企業価値の向上に繋がると考えております。

この考え方に従い、当社は平成28年6月に議決権を有する監査等委員である取締役から構成する監査等委員会（社外取締役2名を含む3名で構成）を設置する監査等委員会設置会社に移行し、取締役会の監査・監督機能をより一層強化しております。また、当社は、経営の意思決定・監督機能と業務執行機能の区分を明確にするため、執行役員制度を導入しており、取締役会が意思決定・監督機能を担い、執行役員が業務執行機能を担う体制としております。

更に、当社グループは、企業倫理とコンプライアンスの重要性を全役員・使用人に認識させることを目的として「三井松島行動憲章」を制定、「三井松島グループコンプライアンスマニュアル」を配布し、遵守の徹底に努めております。

### 第3 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み

#### 1. 本プランの目的

本プランは、特定株主グループの議決権保有割合を20%以上とすることを目的とする当社株式等（注1）の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権保有割合が20%以上となる当社株式等の買付行為（取引所有価証券市場における買付け、公開買付け、その他具体的な買付方法の如何を問いませんが、当社取締役会が予め同意したものを除きます。以下、かかる買付行為を「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。）が、当社グループの企業価値に重大な影響を及ぼす場合において、当社グループの企業価値を確保し又は向上させるため、大規模買付行為に適切な対応を行うことを目的としております。

ここに、特定株主グループとは、①当社株式等の保有者（注2）及びその共同保有者（注3）、又は②当社株式等の買付け等（注4）を行う者及びその特別関係者（注5）をいい、議決権保有割合とは、特定株主グループが上記①の場合においては当該保有者の株式等保有割合（注6）をいい、特定株主グループが上記②の場合においては当該大規模買付者及び当該特別関係者の株式等所有割合（注7）の合計をいいます。

#### 2. 本プランの概要

本プランは、大規模買付者が従うべき大規模買付ルール（後記3.）と、大規模買付行為に対して当社がとりうる大規模買付対抗措置（後記4.）から構成されております。

本プランにおいては、まず、大規模買付ルールとして、大規模買付者に対し、株主

（注1） 金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。以下、同じとします。なお、本プランにおいて引用される法令等に改正（法令名の変更や旧法令等を継承する新法令等の制定を含みます。）があった場合には、本プランにおいて引用される法令等の各条項は、当社取締役会が別途定める場合を除き、当該改正後においてこれらの法令等の各条項を実質的に継承する法令等の各条項に読み替えられるものとします。

（注2） 金融商品取引法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者とみなされる者を含みます。以下、同じとします。

（注3） 金融商品取引法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下、同じとします。

（注4） 金融商品取引法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所有価証券市場において行われるものを含みます。以下、同じとします。

（注5） 金融商品取引法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。以下、同じとします。

（注6） 金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。以下、同じとします。

（注7） 金融商品取引法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。以下、同じとします。

及び当社取締役会による判断のための情報提供（後記3.（1））と、当社取締役会による検討・評価の期間の付与（後記3.（2））を要請しております。

本プランにおいては、次に、当社取締役会が、大規模買付対抗措置として、会社法その他の法令及び当社定款によって認められる相当な対抗措置の発動を決議するための要件を、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合又は大規模買付行為によって当社グループの企業価値又は株主共同の利益が著しく毀損される場合に限定しています（後記4.（2）（3））。

### 3. 大規模買付ルール

#### (1) 取締役会に対する情報提供

大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず当社代表取締役宛に、当該大規模買付者が大規模買付行為に際して本プランに定める手続きを遵守する旨の誓約文言等を記載した書面（以下「意向表明書」といいます。）を当社の定める書式により提出していただきます。

具体的には、意向表明書には、以下の事項を記載していただきます。

##### ① 大規模買付者の概要

- (i) 氏名又は名称及び住所又は所在地
- (ii) 代表者の役職及び氏名
- (iii) 会社等の目的及び事業の内容
- (iv) 大株主又は大口出資者（所有株式又は出資割合上位10名）の概要
- (v) 国内連絡先
- (vi) 設立準拠法

##### ② 大規模買付者が現に保有する当社の株式等の数、及び意向表明書提出前60日間における大規模買付者の当社の株式等の取引状況

##### ③ 大規模買付者が提案する大規模買付行為の概要（大規模買付者が大規模買付行為により取得を予定する当社の株式等の種類及び数、並びに大規模買付行為の目的（支配権取得もしくは経営参加、純投資もしくは政策投資、大規模買付行為の後の当社の株式等の第三者への譲渡等、又は重要提案行為等（注8）その他の目的がある場合には、その旨及び内容。なお、目的が複数ある場合にはその全てを記載していただきます。）を含みます。）

---

(注8) 金融商品取引法第27条の26第1項、金融商品取引法施行令第14条の8の2第1項、及び株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令第16条に規定される重要提案行為等をいいます。以下、同じとします。

次に、上記の意向表明書をご提出いただいた場合には、大規模買付者におきましては、以下の手順に従い、大規模買付行為に先立ち、当社取締役会に対し、当社株主及び投資家の皆様の判断並びに当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な情報（以下「本情報」といいます。）を書面で提供していただきます。これは、当該大規模買付行為に関し、株主及び投資家の皆様が適切な判断を行い、かつ当社取締役会が適切な検討・評価を行うことを目的としております。

当社取締役会は、意向表明書受領後10営業日以内に、大規模買付者から当初提供いただく本情報のリストを当該大規模買付者に対して交付します。本情報の一般的項目は以下のとおりです。なお、意向表明書及び本情報の提出に際し、使用する言語は日本語に限ります。また、当社は、大規模買付者から意向表明書が当社に提出された場合及び大規模買付者からの本情報の提供が完了した場合には、それらの事実を速やかに公表いたします。

- ① 大規模買付行為に係る特定株主グループ（大規模買付者を含む。）の概要（沿革、役員構成、主要業務、主要株主、グループ組織図、直近3カ年の有価証券報告書又はこれに相当する書面、連結財務諸表を含む。）
- ② 大規模買付行為の目的及び具体的内容
- ③ 大規模買付行為に係る特定株主グループ（大規模買付者を含む。）の株式等保有割合及び保有株式等の数
- ④ 大規模買付行為における当社株式等の取得価格の算定根拠、取得資金の裏付け、並びに資金調達の具体的内容及び条件
- ⑤ 大規模買付行為に係る特定株主グループ（大規模買付者を含む。）が当社グループの経営権を取得した場合における、経営方針、経営計画、事業計画、財務政策、資本政策、配当政策、経営権取得後3年間の経営・財務諸表の目標数値及び算出根拠、並びに役員候補者及びその略歴
- ⑥ 大規模買付行為に係る特定株主グループ（大規模買付者を含む。）と当社グループの主要取引先との間の従前の取引関係及び競合関係
- ⑦ 大規模買付行為実行後における、大規模買付者のグループ内における当社グループの役割
- ⑧ 当社グループの従業員、主要取引先、顧客、地域社会その他の当社グループの利害関係者との関係について、大規模買付行為実行後に予定する変更の内容
- ⑨ 現金以外の対価をもって大規模買付行為を行う場合における対価の価額に関

する情報

⑩ 大規模買付者が提供する本情報を記載した書面の記載内容が重要な点において真実かつ正確であり、重要な事実につき誤解を生ぜしめる記載又は記載の欠落を含まない旨の、責任者による宣誓

⑪ 前各号に定めるほか、当社取締役会その他独立委員会等が合理的に必要と判断する情報

なお、大規模買付者が当初に提出した情報だけでは本情報として不十分であると認められる場合は、当社取締役会が、大規模買付者に対し、合理的な期限を定め、追加的に情報提供を求めることがあります。当社取締役会が大規模買付者による本情報の提供が十分になされたと認めた場合には、その旨を買付者に通知（以下「情報提供完了通知」といいます。）するとともに、速やかにその旨を開示いたします。また、大規模買付者が提出した本情報は、株主及び投資家の皆様の判断に必要なかつ適切と認められる範囲において、速やかに開示いたします。

## (2) 取締役会における検討及び評価

次に、大規模買付者には、当社取締役会が情報提供完了通知を行った日から60日間（大規模買付行為が、対価を現金のみとする公開買付けによる当社全株式の買付けの場合）又は90日間（その他の大規模買付行為の場合）（以下「取締役会評価期間」といいます。）が経過するまでは、大規模買付行為を行わないこととしていただきます。これは、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上の観点から、当社取締役会に、本情報の検討及び評価、大規模買付者との交渉及び協議、大規模買付行為に関する意見形成、株主及び投資家の皆様に対する代替提案の作成及び提示等を行う機会を与えていただくためです。

当社取締役会は、取締役会評価期間中、外部専門家等の助言を受けながら、提供された本情報の検討及び評価を行い、当該大規模買付行為又は当該大規模買付者の提案に係る経営方針等に関して、独立委員会の勧告を最大限尊重し、大規模買付対抗措置発動の是非について決議します。

## (3) 独立委員会

当社取締役会は大規模買付ルールを適正に運用し、取締役会の恣意的判断を排除し、取締役会の判断及び対応の客観性、合理性を確保するための機関として、独立委員会を設置します。独立委員会の委員は3名以上5名以下とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社社外取締役又は社外有識者の中から選任します。当社取締役会は、本情報及び本情報の取締役会による



評価及び分析結果を独立委員会に提供します。独立委員会は、取締役会の諮問に基づき、取締役会による評価、分析結果及び外部専門家の意見を参考にし、また、判断に必要と認める情報等を外部の第三者から自ら入手、検討して、以下の事項について勧告を行います。

① 大規模買付者が提供する情報の十分性について

独立委員会は、大規模買付者からの本情報の提供が完了したと当社取締役会が判断するまでの期間に、大規模買付者が当社に提供した情報が、前記3. (1) に定める本情報として十分であるかについて検討し、その結果を取締役に勧告します。

② 大規模買付者による大規模買付ルール遵守の有無及び大規模買付対抗措置の発動の是非について

独立委員会は、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しているか（後記4. (2) ①）について検討してその結果を取締役に勧告します。大規模買付者が大規模買付ルールを遵守している場合には、原則として、大規模買付対抗措置を発動すべきでない旨を取締役会に対して勧告します。大規模買付者が大規模買付ルールを遵守していないことが明らかな場合には、原則として、大規模買付対抗措置を発動すべきである旨を取締役会に対して勧告します。ただし、独立委員会は、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守していないと判断した場合であっても、大規模買付対抗措置を発動することが相当でないと判断した場合は、大規模買付対抗措置を発動すべきでない旨の勧告を行うことがあります。

③ 大規模買付対抗措置の発動要件を具備しているか否か及び大規模買付対抗措置の発動の是非について

独立委員会は、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守していると判断した場合であっても、大規模買付行為が大規模買付対抗措置の発動要件（後記4. (2) ②）を具備しているかについて検討してその結果を取締役に勧告し、大規模買付行為が大規模買付対抗措置の発動要件を具備している旨の勧告を行う場合には、例外的に大規模買付対抗措置の発動をするべきである旨を取締役会に対して勧告する場合があります。ただし、独立委員会は、大規模買付行為が大規模買付対抗措置の発動要件を具備していると判断した場合であっても、大規模買付対抗措置を発動することが相当でないと判断した場合は、大規模買付対抗措置を発動すべきでない旨の勧告を行うことがあります。

④ その他当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が独立委員会に諮問した事項及び独立委員会が当社取締役会に諮問すべきと考える事項について

独立委員会は、上記事項について取締役会に勧告します。

本プラン継続時の独立委員会規則の概要は別紙2をご参照ください。

また、本プラン継続時の独立委員会の委員には、別紙3に記載の3氏が就任する予定です。

#### 4. 大規模買付対抗措置

##### (1) 大規模買付対抗措置の内容

大規模買付者が大規模買付ルールに定める手続に従うことなく大規模買付行為を行った場合等、後記(2)に述べる一定の大規模買付対抗措置の発動の要件を満たす場合は、当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重し、新株予約権の無償割当て等、会社法その他の法令及び当社定款によって認められる相当な大規模買付対抗措置を決議することができるものとします。

具体的な大規模買付対抗措置の一つとして株主に対する無償割当ての方法によって発行される新株予約権の概要は、別紙4に定めるとおりとします。この新株予約権には、一定割合以上の議決権保有割合の特定株主グループに属さないことなどの行使条件及び当社が特定株主グループ以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得する旨の取得条項を付する場合があります。なお、機動的に新株予約権の発行ができるよう、新株予約権の発行登録書を提出する場合があります。

##### (2) 大規模買付対抗措置の発動の要件

当社取締役会が、具体的な大規模買付対抗措置の発動を決議することができるのは、次の各号に定める要件を具備する場合に限るものとします。

① 大規模買付者が意向表明書を当社取締役会に提出せず、又はその他大規模買付ルールに定める十分な情報提供を行うことなく大規模買付行為を行った場合、大規模買付者が取締役会評価期間が経過する前に大規模買付行為を行った場合、その他大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合は、当社取締役会は、大規模買付対抗措置の発動を決議することができるものとします。

② 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合は、当社取締役会が、意向表明書及び本情報の内容を検討・評価した結果、当該大規模買付行為に反対の意見を有するに至ったときでも、当該大規模買付行為につき反対意見を表明し、又は当社グループの経営方針等について当社取締役会としての代替的提案を提示することはあっても、原則として大規模買付対抗措置の発動を決議しないものとします。

ただし、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合であっても、大規模買

付行為が当社グループの企業価値又は株主共同の利益を著しく毀損すると独立委員会が判断し、大規模買付対抗措置を発動すべきとの勧告がなされたときは、例外的に当社取締役会は相当な大規模買付対抗措置の発動を決議するものとしませんが、その場合でも大規模買付対抗措置を発動することが相当でないと当社取締役会が判断した場合は、大規模買付対抗措置を発動しない可能性があります。具体的には、次の各号のいずれかの類型に該当する場合には、当社グループの企業価値又は株主共同の利益を著しく毀損する大規模買付行為に該当するものと考えます。

- (i) 当該大規模買付行為又は経営権取得の目的が、真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、株価をつり上げて高値で株式等を会社関係者に引き取らせることにある場合（いわゆるグリーンメイラーの場合）。
- (ii) 当該大規模買付行為又は経営権取得の目的が、主として、当社グループの事業経営上必要な不動産、動産、知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先、顧客等その他の当社グループの資産を当該大規模買付行為に係る特定株主グループ（大規模買付者を含む。）に移譲させること（いわゆる焦土化経営）にある場合。
- (iii) 当該大規模買付行為又は経営権取得の目的が、主として、当社グループの資産の全部又は重要な一部を当該大規模買付行為に係る特定株主グループ（大規模買付者を含む。）の債務の担保や弁済原資として流用することにある場合。
- (iv) 当該大規模買付行為又は当社グループの経営権取得の目的が、主として、会社経営を一時的に支配して、当社グループの所有する不動産、有価証券等の高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、又は一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って株式等の高値売り抜けをすることにある場合。
- (v) 最初の買付けで全株式の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付けを行うなど、当社株主の皆様当社株式等の売却を事実上強要するおそれのある買付行為である場合。
- (vi) 大規模買付者による支配権取得及び支配権の取得後における当社の顧客、従業員その他の利害関係者の処遇方針等により、当社の株主はもとより、当社企業価値の源泉である顧客、取引先、従業員その他の利害関係者との関係を破壊し、当社の企業価値を著しく毀損する恐れがある又は当社の企業価値の維持及び向上を妨げる重大な恐れがあると客観的、合理的な根拠をもって判断される場合。

(vii) 買付けの条件（対価の価額・種類、買付けの時期、買付方法の適法性、買付実行の実現可能性、買付後における当社従業員、取引先、顧客その他利害関係者の処遇方針等を含む。）が当社の企業価値の本質に鑑み、著しく不十分又は不適當な買付けである場合。

### (3) 大規模買付対抗措置の発動の手続

当社取締役会は、具体的な大規模買付対抗措置の発動を決議するにあたっては、当社取締役会の判断の客観性及び合理性を担保するため、外部専門家等の助言も受けつつ、独立委員会の意見、勧告を最大限尊重し、以下の手順により大規模買付対抗措置の発動の是非について決議を行うものとします。この場合、当社は当該決議の概要を速やかに公表するものとします。

#### ① 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

当社取締役会は、原則として、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しておらず、大規模買付対抗措置を発動すべき旨の独立委員会による勧告がされた場合に、大規模買付対抗措置の発動を決議することができるものとします。

#### ② 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

当社取締役会は、原則として、大規模買付対抗措置の不発動を決議するものとします。ただし、独立委員会により、大規模買付行為が前記（2）②ただし書き各号の要件を具備し、大規模買付対抗措置を発動すべき旨の勧告がなされた場合は、大規模買付対抗措置の発動を決議することができるものとします。

また、当社取締役は、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉及び協議を行い、当社取締役会として、株主及び投資家の皆様に対し、当社グループの経営方針等についての代替的提案を提示することもあります。

ただし、当社取締役会は、一旦、新株予約権の無償割当ての実施を決議した後に、以下のいずれかの事由に該当するとの独立委員会の勧告があった場合は、当該新株予約権の行使期間開始日の前日までの間は、無償割当ての効力発生前においては新株予約権の無償割当てを中止し、又は無償割当ての効力発生後においては新株予約権を無償にて取得する旨の決議を行うことができるものとします。

① 大規模買付者が大規模買付行為を撤回した場合その他大規模買付行為が存しなくなった場合

② 事実関係等に変動が生じ、大規模買付者による大規模買付行為が上記（2）②ただし書き各号記載の要件のいずれにも該当しないか、又は該当しても新株予約

権の無償割当てを行うことが相当でない場合

#### 5. 本プランの有効期間並びに廃止及び変更

本プランの有効期間は、平成29年6月23日に開催予定の本定時株主総会において承認が得られた場合には、平成32年6月開催予定の当社定時株主総会終結の時までの3年間とします。

また、本プランの有効期間満了前であっても、企業価値及び株主共同の利益の確保・向上の観点から、関係法令の整備等の状況を踏まえ、本プランを委任の趣旨に反しない範囲で当社取締役会において随時修正・見直し（本プランに関する法令・証券取引所規則等の新設又は改廃が行われ、かかる新設又は改廃を反映するのが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うのが適切である場合を含む。）をすることができるものとし、また当社の株主総会で選任された取締役から構成される当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランは廃止されるものとし、また当社は、本プランを廃止又は変更した場合は、速やかに当該事実を公表します。

#### 6. 法令の改正等による修正

本プランで引用する法令の規定は、平成29年5月12日現在施行されている規定を前提としているものであり、同日以後、法令の新設又は改廃により、上記各項に定める条項ないし用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合には、当社取締役会において、当該新設又は改廃の趣旨を考慮の上、上記各項に定める条項ないし用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えることができるものとし、また当社は、本プランを廃止又は変更した場合は、速やかに当該事実を公表します。

### 第4 本プランの合理性について

#### 1. 買収防衛策に関する指針を充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を全て充足しており、かつ企業価値研究会が平成20年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」を踏まえております。

更に、本プランは、東京証券取引所の定める買収防衛策の導入に係る諸規則等の趣旨に合致するものであります。

## 2. 企業価値・株主共同の利益の確保・向上の目的

前記第1に述べたとおり、本プランは、大規模買付行為に応じるか否かについて株主の皆様がご判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社グループの企業価値及び株主共同の利益を確保し、向上させる目的をもって継続されるものです。

また、前記第3に述べた大規模買付ルールの内容並びに大規模買付対抗措置の内容及び発動要件は、当社グループの企業価値及び株主共同の利益の確保・向上という目的に照らして合理的であり、当社グループの企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に資するような大規模買付行為までも不当に制限するものではないと考えます。

## 3. 事前開示

本プランにおける大規模買付ルールの内容並びに大規模買付対抗措置の内容及び発動要件は、いずれも前記第3において具体的かつ明確に示したところであり、株主、投資家及び大規模買付者にとって十分な予見可能性を与えるものであると考えます。

## 4. 本プラン継続手続き及び改廃の可能性

本プランは、平成29年5月12日開催の当社取締役会において、全取締役（うち2名は社外取締役）の賛成により継続が決定されたものであります。

また、前述第3の5.に述べたように、本プランは、当社の株式等を大量に買い付けた者が指名し、株主総会で選任された取締役ににより廃止することができることとされており、いわゆるデッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

加えて、当社の取締役会は、任期が2年の監査等委員である取締役と任期が1年の監査等委員でない取締役ににより構成されておりますが、取締役会の構成員を交代させることにより買収防衛策の発動を阻止するのに不当に時間を要するわけではありませぬので、本プランは、スローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

したがって、本プランの継続、廃止又は変更の是非の判断には、株主総会における決議を通じて株主の意思が反映されうるものと考えます。

#### 5. 取締役会の判断の客観性・合理性の確保

本プランにおいては、前記第3の4.(2)のとおり、大規模買付対抗措置の発動の要件として、客観的かつ明確な要件を定めており、発動の要件に該当するか否かの判断に当社取締役会の恣意的判断の介入する余地を可及的に排除しております。

また、本プランにおいては、前記第3の4.(3)のとおり、大規模買付対抗措置の発動の手続を定め、当社取締役会の恣意的な判断を排除しております。

したがって、本プランにおいては、当社取締役会が大規模買付対抗措置の発動を決議するにあたり、その判断の客観性・合理性を担保するための十分な仕組みが確保されているものと考えます。

### 第5 本プランが株主及び投資家に及ぼす影響について

#### 1. 大規模買付ルールが株主及び投資家に及ぼす影響

大規模買付ルールは、大規模買付者が大規模買付行為を行うにあたって従うべきルールを定めたものにとどまり、導入時において新株予約権その他の株式を発行するものではありませんので、株主及び投資家の皆様の権利利益に影響を及ぼすものではありません。

大規模買付ルールは、当社の株主の皆様が、必要かつ十分な情報をもって大規模買付行為について適切な判断をすることを可能とするものであり、当社の株主共同の利益に資するものと考えます。

なお、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守するか否かにより、大規模買付行為に対する当社の対応が異なる可能性がありますので、株主及び投資家の皆様におかれましては、大規模買付者の動向にご注意ください。

#### 2. 大規模買付対抗措置の発動が株主及び投資家に及ぼす影響

大規模買付対抗措置を発動した場合でも、当該大規模買付行為に係る特定株主グループの株主には、その法的権利又は経済的利益に損失を生ぜしめる可能性があります。それ以外の株主の法的権利又は経済的利益には格別の損失を生ぜしめることは想定しておりません。当社取締役会が大規模買付対抗措置の発動を決議した場合は、法

令及び証券取引所規則に従って、適時に適切な開示を行います。

大規模買付対抗措置として株主に対する無償割当ての方法によって新株予約権の発行がなされる場合は、当社取締役会で定めて公告する基準日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有株式数に応じて新株予約権が割り当てられます。また、新株予約権の行使に際しては、株主には、新株を取得するために、所定の期間内に一定の金額の払込みを行っていただく必要があります。かかる手続を行わない場合は、当該株主の議決権保有割合が希釈化することになります。ただし、当社が新株予約権を取得し、これと引換えに当社株式を交付することができるのと取得条項が、新株予約権の発行要項に定められた場合において、当社が取得の手続をとったときは、取得の対象となる新株予約権を保有する株主は、金銭を払い込むことなく当社株式を受領することになります（なお、この場合、かかる株主には、別途、特定株主グループに属する者でないこと等を誓約する当社所定の書式による書面をご提出いただくことがあります。）。

なお、大規模買付対抗措置として新株予約権の無償割当てを実施することを決議した場合であって、新株予約権の無償割当てを受けるべき株主が確定した後において、上記第3の4.（3）において定められる手続により、当社取締役会が、新株予約権の無償割当てを中止し、又は無償割当てされた新株予約権を無償で取得する場合には、結果として1株当たりの株式の価値の希釈化は生じないため、新株予約権の無償割当ての対象となる株主が確定した後に売買を行った株主及び投資家の皆様は、株価の変動により不測の損害を被る可能性があります。

以 上



## 当社株式の状況（平成29年3月31日現在）

- ・発行可能株式総数 30,000,000株
- ・発行済株式総数 13,867,757株
- ・株主数 9,815名（当社を含む）
- ・大株主の状況

順位	株主名	持株数（百株）	持株比率（%）
1	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	6,972	5.34
2	那 須 功	5,637	4.31
3	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口9）	4,060	3.11
4	日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	3,584	2.74
5	株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	3,318	2.54
6	株 式 会 社 親 和 銀 行	3,268	2.50
7	中 島 尚 彦	3,000	2.30
8	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口5）	2,540	1.94
9	シービーエヌ アイエフイー インターナショナル スモールキャップ バリュエーション ポートフォリオ	2,501	1.91
10	エムエスシーオー カスタマー セキュリティーズ	2,298	1.76

(注) 1. 当社は、自己株式803,324株を保有しておりますが、上記大株主から除外しております。  
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

## 独立委員会規則の概要

### 1. 構成

独立委員会（本別紙において以下「委員会」という。）の委員（本別紙において以下「委員」という。）は3名以上5名以下とし、業務執行を行う経営陣から独立している社外取締役の中から、当社取締役会が選任する。なお、当社取締役会は、上記に定める人数の範囲内で、業務執行を行う経営陣から独立し、当社との間で、委員としての職務に関して善管注意義務を負う旨の委任契約を締結している社外の有識者を委員として選任することができる。

### 2. 任期

委員の任期は、選任の時から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の締結の時までとする。ただし、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りではない。

### 3. 委員会の権限

- (1) 委員会は以下の各号に掲げる事項について検討・評価の上、委員会としての決定を行い、その決定の内容及びその理由を当社取締役会に勧告する。
  - ① 大規模買付者が提供する情報の十分性について
  - ② 大規模買付者による大規模買付ルール遵守の有無及び大規模買付対抗措置の発動の是非について
  - ③ 大規模買付対抗措置の発動要件を具備しているか否か及び大規模買付対抗措置の発動の是非について
  - ④ その他当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が委員会に諮問した事項及び委員会が当社取締役会に諮問すべきと考える事項について
- (2) 委員会は、前項各号のほか、以下の各号に記載される事項を行う。
  - ① 大規模買付者及び当社取締役会から提供された情報・資料等の内容の検討・評価
  - ② 当社取締役会に対する代替案の提出の要求及び代替案の検討・評価
  - ③ 前各号に定めるほか、当社取締役会が、委員会が行う事ができると定めた事項
- (3) 委員会は、以下の各号に記載される事項につき当社取締役会に勧告する前提として指示することができる。
  - ① 大規模買付者から提供された情報が本情報として不十分であると判断した場合の大規模買付者に対する追加的な情報提供の要求
  - ② 大規模買付行為の提案があった事実及び大規模買付者から提供された情報の全部又は一部の公表に関する意見
  - ③ 大規模買付者から提供された情報が本情報として十分であると認めた場合の公表
  - ④ 大規模買付行為に関する条件の改善における大規模買付者との交渉

#### 4. 委員会の決議

委員会の決議は、委員のうち全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。ただし、やむを得ない事由がある時は、委員の3分の2以上が出席し、その過半数をもってこれを行うことができる。

#### 5. その他

- (1) 委員会は、必要な情報収集を行うため、当社の取締役、従業員その他委員会が必要と認める者の出席を要求し、委員会が勧告を行うに当たり必要と考える事項に関する説明を求めることができる。
- (2) 委員会は、当社の費用で、業務執行を行う経営陣から独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士、コンサルタント、その他の専門家を含む。）の助言を得ることができる。

以上

## 独立委員会委員候補者略歴

本プランの独立委員会の委員候補者は、以下の3名を予定しております。

篠原 俊（しのはら たかし：昭和29年12月7日生）

## 【略歴】

昭和52年4月 監査法人中央会計事務所入所  
昭和55年3月 公認会計士登録  
昭和57年1月 公認会計士篠原俊事務所開設（現任）  
昭和59年5月 税理士登録  
平成19年5月 株式会社ベスト電器 監査役（社外）（現任）  
平成22年1月 篠原・植田税理士法人 代表社員（現任）  
平成22年6月 当社 取締役（社外）

- 注 1. 篠原 俊氏は、昭和55年から昭和56年まで監査法人中央会計事務所において当社の監査業務に関与しておりましたが、それ以降は当社の監査はもとより、当社の業務に関与したことは一切ありません。
2. 同氏は、当社の補欠の監査等委員である取締役（社外取締役）であります。
3. 同氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。

野田部 哲也（のたべ てつや：昭和33年8月10日生）

## 【略歴】

平成3年4月 弁護士登録  
平成3年4月 河野美秋法律事務所入所  
平成9年4月 河野・野田部法律事務所開設（現任）  
平成24年4月 日本司法支援センター福岡地方事務所副所長  
平成25年6月 当社 監査役（社外）  
平成28年6月 当社 監査等委員である取締役（社外）（現任）  
平成29年4月 福岡県弁護士会 常議員（現任）

- 注 1. 野田部哲也氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 同氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。
3. 当社は、同氏を独立役員として東京証券取引所及び福岡証券取引所に届出を行っております。

長門 博之（ながと ひろゆき：昭和26年7月29日生）

【略歴】

昭和56年4月 弁護士登録

昭和61年4月 長門博之法律事務所開設（現任）

平成14年6月 当社 監査役（社外）

平成22年6月 大石産業株式会社 監査役（社外）

平成25年3月 不二精機株式会社 監査役（現任）

平成27年6月 大石産業株式会社 取締役（社外）（現任）

注 長門博之氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。

## 新株予約権の概要

1. 新株予約権付与の対象となる株主及びその割当条件  
当社取締役会で定めて公告する基準日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有株式（ただし、当社の保有する当社普通株式を除く。）1株につき1個の割合で新株予約権を割り当てる。
2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数  
新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的となる株式の総数は当社取締役会が基準日として定める日における当社の発行可能株式総数から当社普通株式の発行済株式（当社の保有する当社普通株式を除く。）の総数を減じた株式数を上限とする。新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は当社取締役会が別途定める数とする。ただし、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。
3. 割り当てる新株予約権の総数  
割り当てる新株予約権の総数は、当社取締役会が定める数とする。
4. 新株予約権の払込金額  
無償とする。
5. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1円以上で当社取締役会が定める額とする。
6. 新株予約権の譲渡制限  
新株予約権の譲渡については、当社の承認を要するものとする。
7. 新株予約権の行使期間等  
新株予約権の行使期間、取得条項その他必要な事項については、当社取締役会において別途定めるものとする。
8. 新株予約権の行使条件  
①特定大量保有者（注9）、②特定大量保有者の共同保有者、③特定大量買付者（注10）、④特定大量買付者の特別関係者、若しくは⑤これらの①ないし④の者から新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受け若しくは承継した者、又は⑥これら①ないし⑤に該当する者の関連者（注11）は、新株予約権を行使することができないものとする。その他新株予約権の行使条件の詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。

## 9. 取得条項

当社は、新株予約権の行使期間の初日の前日までの間いつでも、当社が新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日において、全ての新株予約権を無償で取得することができるものとする。

当社は、当社取締役会が別に定める日において、非適格者以外の者が有する新株予約権のうち当社取締役会が定める当該日の前営業日までに未行使の新株予約権の全てを取得し、これと引換に、新株予約権1個につきその対象となる株式数の当社株式を交付することができるものとする。

## 10. 新株予約権証券

新株予約権に係る新株予約権証券は、発行しないものとする。

以上

- (注9) 「特定大量保有者」とは、当社が発行者である株式等の保有者で、当該株式等に係る株式等保有割合が20%以上である者、又は、これに該当することとなると当社取締役会が認める者をいいます。ただし、その者が当社の株式等を取得・保有することが当社の企業価値ひいては株主の共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。
- (注10) 「特定大量買付者」とは、公開買付けによって当社が発行者である株式等（金融商品取引法第27条の2第1項に規定する株券等をいい、以下本脚注において同じ。）の買付け等を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準ずる者として金融商品取引法施行令第7条第1項に定めるものを含む。）に係る株式等の株式等所有割合がその者の特別関係者の株式等所有割合と合計して20%以上となる者、又はこれに該当することとなると当社取締役会が認めるものをいいます。ただし、その者が当社の株式等を取得・保有することが当社の企業価値ひいては株主の共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。
- (注11) ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配され若しくはその者と共同の支配下にある者（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含む。）、又はその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めたものをいう。なお、「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条第3項）をいいます。

(添付書類)

# 事業報告

(自 平成28年 4月 1日)  
(至 平成29年 3月31日)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度における世界経済は、米国経済の持ち直しなどにより、全体としては緩やかな回復基調が続きましたが、中国および新興国の経済成長の鈍化、英国のEU離脱問題、米国新政権の政策運営への不安感などにより、依然として先行き不透明な状況が継続いたしました。

一方、わが国経済も、企業収益や雇用・所得環境の改善などにより、緩やかな回復基調が続きましたが、海外経済の不確実性や金融資本市場の不透明さを背景に、先行きに対する不安感が残ったまま推移いたしました。

このような経済情勢の中、当社グループにおきましては、エネルギー事業の石炭販売分野における石炭価格の下落および石炭販売数量の減少などにより、売上高は530億86百万円と前期比54億77百万円の減収となりましたが、営業利益は生活関連事業において前期の第3四半期に新たに加わった衣料品分野の業績および飲食用資材分野における原材料価格の下落などにより、10億27百万円と前期比19百万円の増益となりました。

経常利益は、営業外収益に受取利息1億82百万円を計上したものの、営業外費用に為替差損1億53百万円および支払利息1億64百万円を計上したことなどにより、9億59百万円と前期比4億20百万円の減益となりました。

親会社株主に帰属する当期純利益は、特別損失に災害による損失（平成28年熊本地震）2億37百万円を計上したものの、特別利益に投資有価証券売却益2億円および固定資産売却益1億25百万円を計上したことならびに税金費用が減少したことなどにより13億23百万円となり、前期比1億88百万円の減益となりました。

当連結会計年度における事業別の概況は次のとおりであります。

ただし、次の事業別の概況における売上高は、セグメント間取引消去前の金額であります。



**【エネルギー事業】**

当セグメントには、石炭販売分野、石炭生産分野および再生可能エネルギー分野が含まれております。

売上高は、石炭販売分野における石炭価格の下落および販売数量の減少などにより356億19百万円と前期比77億76百万円の減収となり、セグメント利益は、石炭生産分野における石炭価格の下落などにより10億23百万円と前期比3億55百万円の減益となりました。

**【生活関連事業】**

当セグメントには、電子部品分野、飲食用資材分野、衣料品分野、施設運営受託分野および介護分野が含まれております。

売上高は、衣料品分野の花菱縫製(株)を前期の第3四半期において子会社化したことおよび電子部品分野のクリーンサアフェイス技術(株)を当期の第4四半期において子会社化したことに伴い、152億40百万円と前期比24億65百万円の増収となりました。

セグメント利益は、のれん償却費3億33百万円を計上したものの、上記要因に伴う営業利益の増加に加え、飲食用資材分野における原材料価格の下落などにより、9億45百万円と前期比2億41百万円の増益となりました。

なお、飲食用資材分野の日本ストロー(株)において、「平成28年熊本地震」により同社熊本工場の一部に被害を受けておりましたが、懸命な復旧作業に努めた結果、現在では通常生産を行っております。

**【その他の事業】**

当区分には、不動産事業および港湾事業等が含まれております。

売上高は、21億3百万円と前期比1億52百万円の減収となりましたが、セグメント利益は1億50百万円と前期比21百万円の増益となりました。

**(2) 対処すべき課題**

今後の経済の見通しといたしましては、米国の経済政策の動向、英国のEU離脱問題の帰趨とその影響、中国、資源国および新興国経済の動向など不透明な要因が増しており、世界経済の不確実性は高いまま推移するものと思われます。

当社グループは、大正2年(1913年)の創業以来、長年培ってきた炭鉱経営の知識と経験並びに高度な採掘技術を活かし、石炭生産分野を中心とした事業を展開し、日本におけるエネルギーの安定供給に取り組んでまいりました。

一方で、石炭生産分野の業績は石炭価格や外国為替等の外部要因の変動に大きく左右され、また昨今は、CO<sub>2</sub>排出規制強化による先進国での石炭消費縮小が想定されるとともに、再生可能エネルギーやシェールガスの台頭等によりエネルギー資源を取り巻く構造にも変化の兆しが出てきております。

当社グループは、こうした将来のエネルギー資源ビジネスの変化に対応し、収益基盤の安定化・多様化を図るため、石炭生産分野への継続的な取り組みとあわせ、新規事業の育成・強化を積極的に推進してまいりました。

石炭生産分野への継続的な取り組みとしては、当社グループで保有する石炭関連の高いノウハウ・技術力を駆使し、現在進行中の新規プロジェクトを着実に進めつつ、既存プロジェクトのコスト削減などによる収益性の向上に努めてまいります。

新規事業の育成・強化については、近年では施設運営受託分野、再生可能エネルギー分野、介護分野、飲食用資材分野、衣料品分野、電子部品分野等の新規事業への参入を着実に進めてまいりました。これまでに取り組んできた新規事業の実績は、着実に成果として現れてきております。引き続き、これまでに参入した新規事業の横展開やM&Aを含めた新規案件への投資による収益の安定化・多様化を推進してまいります。

以上、当社グループは今後も引き続き、強固な財務基盤を背景に、積極的な投資活動を展開することで、安定的な事業ポートフォリオの構築・拡大による持続的な成長・発展を進めてまいります。

なお、当企業集団における各事業の課題は、次のとおりであります。

#### ① エネルギー事業

##### 【石炭販売分野】

当社グループの強みである優良需要家とのネットワークを効率的に活用した営業活動を展開するとともに、顧客のニーズに対応した仕入ソースの拡大に注力いたします。

##### 【石炭生産分野】

新興国を中心に今後も堅調な石炭需要が見込めることから、良質な石炭の安定供給へ向け、引き続きリデル炭鉱の安定操業およびコスト削減などによる収益性の向上に努めてまいります。また、インドネシアGDM炭鉱の開発を着実に実行し、新たな収益源とするとともに、豪州Mimosa鉱区の探査事業を通じて、自社権益炭の拡大に取り組んでまいります。

##### 【再生可能エネルギー分野】

太陽光などの再生可能エネルギーに関しては、発電コスト面や供給安定面での課題はありますが、わが国においては2030年のエネルギーミックス（電源構成）を見据え、環境への負荷が少なく持続的に利用可能なエネルギーとして今後もその利用拡大、長期安定稼働が求められております。こうした状況下、現在稼働中の『メガソーラーつやざき発電所（6MW）』の効率的かつ安定的な運営を行い、今後とも収益確保に努めてまいります。

## ② 生活関連事業

### 【電子部品分野】

クリーンサアフェイス技術株式会社は、昭和52年（1977年）に国内初のマスクブランク  
ス專業メーカーとして創業以来、液晶パネル（LCD）や半導体に用いられるフォトマスクの  
原材料であるマスクブランクスの成膜加工を手掛け、国内外の有力フォトマスクメーカーに  
販売しております。

今後もマスクブランク市場は、液晶用・半導体用共に着実な成長が見込まれており、新  
たな市場への事業展開も視野に入れ、更なる収益向上を図ってまいります。

### 【飲食用資材分野】

日本ストロー株式会社は、国内伸縮ストロー市場において圧倒的なシェアを有し、大手乳  
業・飲料メーカー等の優良顧客との安定的な取引基盤を有しております。主力の伸縮ストロ  
ーの製造・販売については、国内市場を中心にさらなる顧客基盤の強化・拡大を目指し、製  
品の付加価値向上と品質安定化に努めてまいります。

### 【衣料品分野】

花菱縫製株式会社は、昭和10年創業以来「イージーオーダースーツ」の先駆者として国  
内初の重衣料（スーツ・コート等）の工業システム化に成功し、現在、国内に5つの縫製工  
場を有し、商品開発から生産・販売までの国内一貫体制により事業を展開しております。今  
後は本事業の更なる育成・強化を推進し、収益向上を図ってまいります。

### 【施設運営受託分野】

株式会社エムアンドエムサービスは、民間企業・地方自治体などが所有する保養所・研修  
所その他施設を対象とした運営受託事業を行っております。今後は当社グループの地盤であ  
る九州地区をはじめ日本各地での事業の拡充に取り組んでまいります。また、既存の運営受  
託施設については、利用者の拡大を進めるとともに、施設運営の効率化により収益向上を  
図ってまいります。

### 【介護分野】

MMライフサポート株式会社は、福岡市において2棟のサービス付高齢者向け住宅を運営  
し、あわせて通所介護等の介護事業を行っております。

今後は利用者の満足度を更に高めるサービスを提供し、収益の向上に取り組んでまいり  
ます。

当社グループは、「人と社会の役に立つ」を経営の基本理念として、より豊かな活気ある  
社会づくりに向けての事業展開を行い、常に社会から必要とされる企業を目指して邁進して  
いく所存であります。

株主の皆様におかれましては、今後ともなお一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い  
申し上げます。

**(3) 資金調達の状況**

当連結会計年度の所要資金は、借入金および自己資金によって賄い、増資または社債発行等による特別の資金調達は行っておりません。

**(4) 設備投資の状況**

当連結会計年度において実施した企業集団の設備投資の総額は15億39百万円であり、主なものはエネルギー事業の石炭生産分野における重機増強などの3億55百万円、生活関連事業の衣料品分野における工場集約工事および飲食用資材分野における工場耐震補強工事などの6億5百万円であります。

**(5) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況**

該当事項はありません。

**(6) 他の会社の事業の譲受けの状況**

該当事項はありません。

**(7) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況**

該当事項はありません。

**(8) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況**

会社名	株式の種類等	取得株式数
グリーンサアフェイス技術株式会社	普通株式	20,000株

## (9) 財産および損益の状況の推移

## ① 当社グループの財産および損益の状況の推移

区 分	第158期 (平成25年度)	第159期 (平成26年度)	第160期 (平成27年度)	第161期 (当連結会計年度)
売 上 高 (百万円)	77,300	67,956	58,564	53,086
経 常 利 益 (百万円)	2,524	600	1,379	959
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	1,532	584	1,512	1,323
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円)	110.53	42.18	109.11	98.74
総 資 産 (百万円)	59,812	58,091	55,281	59,113
純 資 産 (百万円)	32,807	34,432	32,891	31,721
1 株 当 たり 純 資 産 (円)	2,366.00	2,483.01	2,371.71	2,427.07

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式数を控除した期中平均株式数により算出しております。  
2. 1株当たり純資産は、自己株式数を控除した期末発行済株式総数により算出しております。  
3. 第158期においては、特別利益に固定資産売却益4億64百万円、特別損失に固定資産売却損1億99百万円、投資有価証券評価損1億27百万円および減損損失4億1百万円などを計上したことから、15億32百万円の親会社株主に帰属する当期純利益となりました。  
4. 第159期においては、特別利益に投資有価証券売却益4億73百万円、特別損失に関係会社整理損失引当金繰入額1億99百万円および減損損失1億98百万円などを計上し、平成28年3月期からの連結納税制度導入に伴う税効果会計の適用などによる法人税等調整額(利益)10億7百万円を計上したことから、5億84百万円の親会社株主に帰属する当期純利益となりました。  
5. 第160期においては、特別損失に投資事業損失7億82百万円および減損損失2億31百万円などを計上したものの、特別利益に固定資産売却益16億30百万円を計上したことから、15億12百万円の親会社株主に帰属する当期純利益となりました。  
6. 当連結会計年度につきましては、「(1) 事業の経過およびその成果」に記載のとおりであります。  
7. 平成28年10月1日を効力発生日として、10株を1株とする株式併合を実施したため、第158期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益および1株当たり純資産を算定しております。

② 事業報告作成会社の財産および損益の状況の推移

区 分	第158期 (平成25年度)	第159期 (平成26年度)	第160期 (平成27年度)	第161期 (当事業年度)
売 上 高 (百万円)	62,564	50,213	38,463	31,686
経 常 利 益 (百万円)	1,161	1,063	784	477
当 期 純 利 益 (百万円)	1,191	1,385	2,084	1,200
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円)	85.91	99.92	150.34	89.54
総 資 産 (百万円)	34,848	33,266	33,254	36,178
純 資 産 (百万円)	20,141	20,832	22,132	21,779
1 株 当 たり 純 資 産 (円)	1,452.69	1,502.54	1,596.28	1,667.06

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式数を控除した期中平均株式数により算出しております。  
 2. 1株当たり純資産は、自己株式数を控除した期末発行済株式総数により算出しております。  
 3. 第158期においては、特別利益に固定資産売却益4億63百万円、特別損失に減損損失2億16百万円ならびに固定資産売却損1億96百万円などを計上したことから、当期純利益は11億91百万円となりました。  
 4. 第159期においては、特別利益に投資有価証券売却益4億44百万円、特別損失に関係会社整理損失引当金繰入額2億44百万円、減損損失1億98百万円などを計上し、平成28年3月期からの連結納税制度導入に伴う税効果会計の適用などによる法人税等調整額(利益)5億80百万円を計上したことから、当期純利益は13億85百万円となりました。  
 5. 第160期においては、特別利益に固定資産売却益16億16百万円、特別損失に減損損失2億31百万円などを計上し、法人税等調整額(利益)3億44百万円を計上したことから、当期純利益は20億84百万円となりました。  
 6. 当事業年度においては、特別利益に関係会社整理損失引当金戻入益1億2百万円、特別損失に減損損失1億16百万円などを計上し、法人税、住民税及び事業税(利益)2億37百万円および法人税等調整額(利益)4億37百万円を計上したことから、当期純利益は12億円となりました。  
 7. 平成28年10月1日を効力発生日として、10株を1株とする株式併合を実施したため、第158期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益および1株当たり純資産を算定しております。

## (10) 重要な親会社および子会社の状況

- ① 親会社の状況  
該当事項はありません。
- ② 子会社の状況（平成29年3月31日現在）

会社名	資本金	当社の出資比率 (%)	主な事業内容
MITSUI MATSUSHIMA INTERNATIONAL PTY.LTD.	131百万A\$	100.0	石炭関連海外子会社の統括・管理および海外炭鉱への投融資
MITSUI MATSUSHIMA AUSTRALIA PTY.LTD.	116百万A\$	100.0 (100.0)	豪州NSW州リデル炭鉱の共同開発事業
MMIコールテック株式会社	50百万円	100.0 (100.0)	各種資源の調査および石炭鉱山の操業管理
MMI Indonesia Investments PTY LTD.	34万US\$	100.0 (100.0)	PT Gerbang Daya Mandiriの持株会社
永田エンジニアリング株式会社	20百万円	100.0	選別機等産業機械設備の設計・製作
MMエナジー株式会社	50百万円	100.0	太陽光等の再生可能エネルギーによる発電事業
合同会社津屋崎太陽光発電所No.1	10百万円	90.0 (90.0)	メガソーラーつやざきNo.1 発電所の事業運営
合同会社津屋崎太陽光発電所No.2	10百万円	90.0 (90.0)	メガソーラーつやざきNo.2 発電所の事業運営
合同会社津屋崎太陽光発電所No.3	10百万円	90.0 (90.0)	メガソーラーつやざきNo.3 発電所の事業運営
クリーンサアフェイス技術株式会社	50百万円	100.0	液晶 (LCD)、半導体、有機ELを中心とした様々な用途のマスクブランクスの製造・販売
日本ストロー株式会社	310百万円	100.0	ストローの製造販売および包装資材の仕入販売
花菱縫製株式会社	80百万円	100.0	紳士服・婦人服・ワイシャツの企画・生産・販売および受託生産事業

会社名	資本金	当社の出資比率 (%)	主な事業内容
株式会社エムアンドエムサービス	30百万円	100.0	宿泊施設・保養所・研修所等の運営受託事業
MMライフサポート株式会社	80百万円	100.0	高齢者向け住宅の運営および介護サービス事業
松島港湾運輸株式会社	20百万円	100.0	揚炭、荷役業務の請負
株式会社松島電機製作所	250百万円	100.0	電気機器類の製造販売
株式会社大島商事	10百万円	100.0	プロパンガス供給事業
三井松島リソース株式会社	100百万円	100.0	炭鉱技術の研修事業

- (注) 1. 出資比率の ( ) は、事業報告作成会社の子会社の出資比率を内訳で表示しております。  
2. MITSUI MATSUSHIMA AUSTRALIA PTY.LTD.、MMI コールテック株式会社およびMMI Indonesia Investments PTY LTD. は、MITSUI MATSUSHIMA INTERNATIONAL PTY.LTD. の完全子会社であります。  
3. 平成29年1月13日に株式譲渡契約を締結し、同年2月1日付でクリーンサアフェイス技術株式会社の全株式を取得いたしました。  
4. 前連結会計年度において連結子会社であった池島アーバンマイン株式会社は、平成29年3月22日付で破産手続が終了いたしました。  
5. 永田エンジニアリング株式会社とMMIコールテック株式会社は、平成29年4月1日付で合併し、社名をMM Nagata Coal Tech株式会社といたしました。

③ 関連会社の状況 (平成29年3月31日現在)

会社名	資本金	当社の出資比率 (%)	主な事業内容
(持分法適用関連会社) LIDDELL COAL SALES PTE.LIMITED	2百万US\$	32.5	豪州NSW州リデル炭鉱で採掘される石炭の販売
(持分法適用関連会社) PT Gerbang Daya Mandiri	10,000百万ルピア	30.0 (30.0)	インドネシアにおける石炭の生産・販売

(注) 出資比率の ( ) は、事業報告作成会社の子会社の出資比率を内訳で表示しております。

④ 特定完全子会社の状況 (平成29年3月31日現在)  
該当事項はありません。



## (11) 主要な事業内容 (平成29年3月31日現在)

事業部門		事業内容
エネルギー事業	石炭販売分野	石炭の販売
	石炭生産分野	石炭の生産、資源開発のコンサルタント業、選別機等産業機械設備の設計・製作
	再生可能エネルギー分野	太陽光等の再生可能エネルギーによる発電事業
生活関連事業	電子部品分野	液晶 (LCD)、半導体、有機ELを中心とした様々な用途のマスクブランクス製造・販売
	飲食用資材分野	ストローの製造販売および包装資材の仕入販売
	衣料品分野	紳士服・婦人服・ワイシャツの企画・生産・販売および受託生産事業
	施設運営受託分野	宿泊施設の運営、保養所・研修所等の運営受託事業
	介護分野	高齢者向け住宅の運営および介護サービス事業
その他の事業		ビル、マンションなどの賃貸業 揚炭、荷役業務の請負 電気機器類の製造販売 プロパンガス供給事業 産炭国に対する石炭採掘・保安に関する技術移転事業 (海外派遣研修業務)

**(12) 主要な事業所** (平成29年3月31日現在)

当 社	本 店	福岡市中央区大手門一丁目1番12号
	営業拠点	東京支社 (東京都品川区)
子 会 社	海 外	MITSUI MATSUSHIMA INTERNATIONAL PTY. LTD. (豪州) MITSUI MATSUSHIMA AUSTRALIA PTY. LTD. (豪州)
	国 内	グリーンサアフェイス技術株式会社 : 本社・工場 (神奈川県高座郡) 江刺工場 (岩手県奥州市) 日本ストロー株式会社 : 本社 (東京都品川区) 富士工場 (静岡県富士市) 熊本工場 (熊本県熊本市) 花菱縫製株式会社 : 本社・岩槻工場 (埼玉県さいたま市) 新前橋工場 (群馬県前橋市) 株式会社エムアンドエムサービス : 本社 (大阪府大阪市)

**(13) 従業員の状況** (平成29年3月31日現在)

## ① 当社グループの従業員の状況

従 業 員 数	前連結会計年度末比増減
1,288名	146名増

- (注) 1. 従業員数は就業人員数であり、臨時従業員 (期中平均雇用人員671名) は含んでおりません。  
2. 従業員数増加の主な理由は、グリーンサアフェイス技術株式会社を連結の範囲に含めたことにより、生活関連事業の電子部品分野において118名増加したことによるものであります。

## ② 当社の従業員の状況

従 業 員 数	前 期 末 比 増 減	平 均 年 令	平均勤続年数
47名	5名減	43.2才	10.2年

- (注) 従業員数は就業人員数であり、臨時従業員 (期中平均雇用人員5名) は含んでおりません。

## (14) 主要な借入先 (平成29年3月31日現在)

借入先	借入額(百万円)
株式会社三井住友銀行	3,208
株式会社親和銀行	2,385
株式会社みずほ銀行	2,294
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,461
三井住友信託銀行株式会社	1,313
三菱UFJ信託銀行株式会社	1,208
独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構	733
株式会社日本政策投資銀行	700
株式会社西日本シティ銀行	687

(注) 借入額は、短期および長期借入金を掲げております。

## 2. 会社の株式に関する事項

### (1) 株式数

- ① 発行可能株式総数 30,000,000株
- ② 発行済株式総数 13,867,757株（うち自己株式803,324株）

### (2) 株主数 9,815名（前期末比2,220名減）

### (3) 大株主

大株主の状況（上位10名）は次のとおりです。

株主名	持株数（百株）	持株比率（%）
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	6,972	5.34
那 須 功	5,637	4.31
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口9）	4,060	3.11
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	3,584	2.74
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	3,318	2.54
株 式 会 社 親 和 銀 行	3,268	2.50
中 島 尚 彦	3,000	2.30
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口5）	2,540	1.94
シーピーエヌワイ デイエフエイ インターナショナル スモールキャップ パリュウ ポートフォリオ	2,501	1.91
エムエスシーオー カスタマー セキュリティーズ	2,298	1.76

- (注) 1. 当社は、自己株式803,324株を保有しておりますが、上記大株主から除外しております。  
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

#### (4) その他株式に関する重要な事項

① 当社は、全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨に鑑み、平成28年6月24日開催の第160回定時株主総会決議により、平成28年10月1日付で当社が発行する普通株式につき10株を1株にする株式併合および1,000株を100株にする単元株式数の変更を行っております。

これにより発行可能株式総数は270,000,000株減少し、30,000,000株となり、発行済株式総数は124,809,815株減少して、13,867,757株となっております。

② 当社は、会社法第459条第1項の規定による定款の定めにより、平成28年8月5日開催および平成28年9月9日開催の当社取締役会決議に基づき、平成28年8月8日から平成28年10月3日の間、市場取引により、800,000株（発行済株式総数に対する割合は5.77%）の自己株式を総額909,333,300円で取得いたしました。

（注）上記の取得株式数は、株式併合後の株式数で記載しております。

### 3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

## 4. 会社役員に関する事項

### (1) 取締役の氏名等

氏名	地位および担当	重要な兼職の状況
申間 新一郎	代表取締役会長	MITSUI MATSUSHIMA INTERNATIONAL PTY.LTD. Director クリーンサアフェイス技術株式会社 取締役
天野 常雄	代表取締役社長	MITSUI MATSUSHIMA INTERNATIONAL PTY.LTD. CEO
小柳 慎司	取締役 専務執行役員 エネルギー事業本部長 生活関連事業本部担当	MITSUI MATSUSHIMA INTERNATIONAL PTY.LTD. Director MITSUI MATSUSHIMA AUSTRALIA PTY.LTD. Director
野元 敏博	取締役 常務執行役員 経営企画部長 経理部長 システム企画室担当	MITSUI MATSUSHIMA INTERNATIONAL PTY.LTD. Director 株式会社エムアンドエムサービス 取締役 花菱縫製株式会社 取締役
高田 義雄	取締役 監査等委員 (常勤)	株式会社エムアンドエムサービス 監査役 クリーンサアフェイス技術株式会社 監査役
荒木 隆繁	取締役 監査等委員 (常勤)	日本ストロー株式会社 監査役 花菱縫製株式会社 監査役
野田部 哲也	取締役 監査等委員	河野・野田部法律事務所代表 日本司法支援センター福岡地方事務所副所長

- (注) 1. 当社は平成28年6月24日付で監査等委員会設置会社に移行いたしました。これに伴い、高田義雄、荒木隆繁、野田部哲也の3氏の監査役の任期が満了し、それぞれ取締役（監査等委員）に就任しております。
2. 取締役（監査等委員） 荒木隆繁、野田部哲也の両氏は、社外取締役であります。なお、両氏は東京証券取引所および福岡証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
3. 当社は、監査等委員の監査・監督機能を強化し、取締役（監査等委員を除く）からの情報収集および重要な社内会議における情報共有ならびに内部監査室と監査等委員会との十分な連携を可能にするため、高田義雄、荒木隆繁の両氏を常勤の監査等委員として選定しております。

4. 取締役（監査等委員）高田義雄氏は、当社内の経理関連部門で経理経験を有し、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 篠原俊氏は、平成28年6月24日に任期満了に伴い取締役を退任いたしました。
6. 平成28年6月24日付で、以下のとおり取締役の地位および担当に異動がありました。

氏名	地位および担当	
	変更後	変更前
小柳慎司	専務執行役員 エネルギー事業本部長 生活関連事業本部担当	専務執行役員 総務部担当 人事部担当 内部監査室担当 非エネルギー事業本部担当

7. 代表取締役会長 串間新一郎氏は、平成29年2月1日付で当社連結子会社であるクリーンサアフェイス技術株式会社の取締役に就任いたしました。
8. 取締役（監査等委員）高田義雄氏は、平成29年2月1日付で当社連結子会社であるクリーンサアフェイス技術株式会社の監査役に就任いたしました。
9. 平成29年4月1日付で、以下のとおり取締役の地位および担当に異動がありました。

氏名	地位および担当	
	変更後	変更前
小柳慎司	専務執行役員 エネルギー事業本部長	専務執行役員 エネルギー事業本部長 生活関連事業本部担当
野元敏博	常務執行役員 経理部長 経営企画部担当	常務執行役員 経営企画部長 経理部長 システム企画室担当

10. 代表取締役社長 天野常雄氏は、平成29年4月1日に MITSUI MATSUSHIMA INTERNATIONAL PTY.LTD. のCEOからDirectorに異動いたしました。
11. 取締役 小柳慎司氏は、平成29年4月1日に MITSUI MATSUSHIMA INTERNATIONAL PTY.LTD. のDirectorからCEOに異動いたしました。
12. 取締役 野元敏博氏は、平成29年4月1日に株式会社エムアンドエムサービスの取締役を辞任いたしました。
13. 取締役（監査等委員）野田部哲也氏は、平成29年4月1日付で福岡県弁護士会常議員に就任いたしました。
14. 取締役（監査等委員）野田部哲也氏は、平成29年4月9日付で日本司法支援センター福岡地方事務所副所長を辞任いたしました。

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、監査等委員である取締役全員との間で会社法第427条第1項の責任に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額を限度としております。

## (3) 取締役および監査役の報酬等の額

区 分	支 給 人 員	報酬等の額
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	5名 （1名）	177百万円 （2百万円）
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	3名 （2名）	34百万円 （19百万円）
監 査 役 （うち社外監査役）	3名 （2名）	10百万円 （6百万円）
計	11名	222百万円

- (注) 1. 株主総会の決議による取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は月額17百万円であります。  
（平成28年6月24日開催の第160回定時株主総会決議）
2. 株主総会の決議による取締役（監査等委員）の報酬限度額は月額5百万円であります。  
（平成28年6月24日開催の第160回定時株主総会決議）
3. 株主総会の決議による監査役の報酬限度額は月額4百万円であります。  
（平成6年6月29日開催の第138回定時株主総会決議）

## (4) 社外役員に関する事項

### ① 重要な兼職先である法人等と当社との関係

- ・ 荒木隆繁氏は、日本ストロー株式会社および花菱縫製株式会社の監査役を兼務しております。両社は当社の出資比率が100%の子会社であります。
- ・ 野田部哲也氏は、河野・野田部法律事務所を経営する弁護士であり、日本司法支援センター福岡地方事務所の副所長を兼務しておりますが、それら全ての法人等と当社の間には資本関係および取引関係はありません。



## ② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
社外取締役（監査等委員）	荒 木 隆 繁	当期開催の取締役会13回全て、また、監査役会4回、監査等委員会11回全てに出席し、企業経営に関する豊富な経験と幅広い知見を活かし、経営全般にわたり意見を述べるなど、種々の発言を行っております。
社外取締役（監査等委員）	野田部 哲 也	当期開催の取締役会13回全て、また、監査役会4回、監査等委員会11回全てに出席し、法曹界での豊富な経験と専門的見地から意見を述べるなど、種々の発言を行っております。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条および当社定款第26条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が1回ありました。

## ③ 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当社および当社の子会社が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額

70百万円

② 上記①の合計額のうち、公認会計士法第2条第1項の業務（監査証明業務）の対価として支払うべき報酬等の合計額

64百万円

③ 上記②の合計額のうち、当社が会計監査人に支払うべき会計監査人としての報酬等の額

64百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、③の金額には金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を含めております。

2. 当社の海外子会社につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

### (3) 会計監査人の報酬等について監査等委員会が同意した理由

監査等委員会は、会計監査人より必要な資料の入手、報告を受けた上で会計監査人の監査計画の内容、職務遂行状況の相当性、報酬見積もりの算出根拠を確認し、当該内容について社内関係部署から必要な報告を受け、審議した結果、会計監査人の報酬等の額について会社法第399条第1項の同意の判断を行っております。

### (4) 非監査業務の内容

当社および当社の子会社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である基幹システム再構築業務等についての対価を支払っております。

### (5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合は、監査等委員会が監査等委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。また、会計監査人の独立性や適格性を害する事由の発生により、適正な監査業務を遂行できないと認められる場合は、監査等委員会の決議により、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定いたします。

### (6) 事業年度中に辞任した会計監査人に関する事項

該当事項はありません。

## 6. 会社の体制および方針

### (1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法および会社法施行規則の定めに基づき、取締役会において、内部統制システム構築の基本方針を次のとおり決議しております。

この基本方針に基づき、業務の適正性を確保していくとともに、今後もより効果的な内部統制システムの構築を目指して、常に現状の見直しを行い、継続的な改善を図ってまいります。

#### ① 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、取締役、全使用人を含めた者を対象とする行動規範として「行動憲章」および「コンプライアンス・マニュアル」を定め、遵守を図る。取締役会については、取締役会規則が定められており、その適切な運営が確保され、原則として月1回定期的に開催するほか、その他必要に応じて随時開催し、取締役間の意思疎通を図るとともに相互の業務執行を監督し、必要に応じ顧問弁護士等に意見を求め、法令定款違反行為を未然に防止する。

また、当社は監査等委員会設置会社であり、取締役の職務執行については、監査等委員会の定める監査の方針および分担に従い、監査等委員会の監査対象になっているほか、取締役が他の取締役の法令定款違反行為を発見した場合は直ちに監査等委員会および取締役会に報告し、その是正を図る。

#### ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に対する体制

取締役の職務の執行に係る情報・文書の取扱は、当社社内規程に従い適切に保存および管理（廃棄を含む。）の運用を実施し、必要に応じて運用状況の検証、各規程等の見直し等を行う。

#### ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- i 当社およびその子会社から成る企業集団（以下、「当社グループ」という）全体のリスク管理の基本的枠組みを定めた「リスク管理規程」に従って、「リスク管理委員会」を中心にリスク情報を一元的・網羅的に収集・評価し、重要リスクを特定するとともに、その重要性に応じてリスクへの対応を図る。
- ii 業務執行上の重要な意思決定に内在するリスクは、事前に各部署において検討の上、経営会議ならびに取締役会にて再度審議することにより損失発生を未然に防止する。
- iii 仕入・販売取引、為替・金利変動、与信リスク等の各部門における事業活動上のリスクについては、職務権限責任規程に基づき審査、決裁もしくは承認されることによって、損失の危険を回避・予防する。
- iv 内部監査室はリスク管理体制について監査を行い、監査を受けた部署は、是正・改善の必要があるときには、速やかにその対策を講ずる。

- ④ 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - i 経営機能と業務執行の分離による意思決定の迅速化および効率化を目的に執行役員制度を導入する。
  - ii 当社には意思決定機関として取締役会のほか、代表取締役および執行役員をメンバーとする経営会議を設置して権限の一部を委譲し、最重要案件のみを取締役会決議事項とすることで、取締役の職務の効率化を確保する。その際には経営判断の原則に基づき事前に議題に関する十分な資料が全役員に配布される体制を確立するものとする。
  - iii 日常の職務遂行に際しては、職務権限責任規程、業務分掌規程に基づき権限の委譲が行われ、各レベルの責任者が意思決定ルールに則り業務を遂行することとする。
- ⑤ 使用人の職務執行が法令定款に適合することを確保するための体制
  - i 当社グループの全使用人に法令・定款の遵守を徹底するため、代表取締役社長を委員長としたコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス規程およびコンプライアンス・マニュアルに基づき、当社グループの全使用人が法令・定款に違反する行為を発見した場合の報告体制としての内部通報制度を確立する。
  - ii 万一コンプライアンスに関連する事態が発生した場合には、その内容ならびに対処案をコンプライアンス委員会を通じて取締役会、監査等委員会に報告される体制を確立する。
  - iii コンプライアンス委員会は、コンプライアンス規程に従い、必要に応じ、各部門に責任者、推進者を配置し、かつコンプライアンス・マニュアルの実施状況を管理・監督することとする。
  - iv 内部監査室は、法令・定款・社内規程の遵守状況について監査を行い、監査を受けた部署は、是正・改善の必要があるときには、速やかにその対策を講ずる。
- ⑥ 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正性を確保するための体制
  - i 子会社の適切な管理方針を定めたグループ会社管理規程を制定し、当社のエネルギー事業本部および生活関連事業本部が、所管する子会社の当社に対する報告事項や承認事項を管理する。
  - ii 子会社の業務執行にかかる意思決定手続は、当社および子会社の職務権限責任規程に従って実行される。当社が子会社の意思決定に一定の関与を行うことで、子会社の業務運営の適正性を確保する。

- iii 当社の内部監査室は子会社との間で内部監査契約を締結しグループ全体の内部監査を行う。監査結果は当社の関連部署および取締役会に報告され、必要に応じて是正・改善が行われる。
  - iv 当社および子会社は、社会の一員として市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは一切の関係を持たず、毅然とした態度で対応する。
- ⑦ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人を置くことに関する事項  
監査等委員会からの要請により、必要な期間、監査等委員会の職務を補助すべき使用人を置くことがある。
- ⑧ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項および監査等委員会の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- i 監査等委員会の職務を補助すべき使用人の任命・異動については監査等委員会の同意を必要とする。
  - ii 監査等委員会の職務を補助すべき使用人は、監査等委員会の要請に基づき当該職務を行う期間は、監査等委員会の指揮命令下にあるものとする。
- ⑨ 当社グループの取締役および使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制および監査等委員会へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- i 当社グループの取締役および使用人は、監査等委員会の定めるところに従い、各監査等委員の要請に応じて必要な報告および情報提供を行うこととする。
  - ii 前項の報告・情報提供としての主なものは、次のとおりとする。
    - ・当社グループの内部統制システム確立に関わる部門の活動状況
    - ・当社の子会社等の監査役および内部監査室またはこれに相当する部署の活動状況
    - ・当社グループの重要な会計方針、会計基準およびその変更
    - ・当社グループの業績および業績見込の発表内容、重要開示書類の内容
    - ・当社グループの内部通報制度の運用および通報の内容
    - ・当社グループの社内稟議書および監査等委員から要求された会議議事録の回覧の義務付け
  - iii 当社グループの役職員が監査等委員会に当該報告および情報提供を行ったことを理由として、当該役職員に対して不利益な取扱いをしないこととする。

- ⑩ 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
- i 当社は、監査等委員の職務の執行について生ずる費用を支弁するため、毎年、一定額の予算を設ける。
  - ii 当社は、監査等委員がその職務の執行について当社に対し、費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用または債務が当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。
- ⑪ その他の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制  
監査等委員会による各業務執行取締役および重要な使用人からの個別ヒアリングの機会を最低年2回（監査等委員会が臨時に必要と判断する場合は、別途）設けるとともに、代表取締役、監査法人それぞれとの間で定期的に意見交換会を開催する。
- ⑫ 財務報告の信頼性を確保するための体制  
当社は、財務報告の信頼性確保および、金融庁より平成18年6月に公布された金融商品取引法第24条の4の4に規定する内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、代表取締役社長の指示の下、内部統制システムの構築を行い、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し必要な是正を行うとともに、金融商品取引法およびその他関連法令等との適合性を確保する。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、平成28年6月24日付で監査等委員会設置会社へ移行し、取締役会の監督機能の強化およびコーポレート・ガバナンスのより一層の強化・充実を図っております。

当社グループにおける業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は次のとおりであります。

### ① 取締役の職務の執行

当社の取締役会は、取締役7名（監査等委員である取締役3名を含む）で構成され、当事業年度においては、取締役会を13回（取締役会の決議があったものとみなす書面決議1回を除く）開催し、重要な業務執行その他取締役会規則に定めた重要事項について審議するとともに、業務執行の状況等の監督を行っております。

また当社は、代表取締役および執行役員ならびに監査等委員（オブザーバー）で構成される経営会議を当事業年度は12回開催し、取締役会で審議される事項を事前に審議するとともに、取締役会から委譲された業務執行に係る重要事項について審議しております。

## ② リスク管理

当社では、社長を委員長とし、執行役員以上および内部監査室長ならびに監査等委員（オブザーバー）で構成されるリスク管理委員会を当事業年度は2回開催しております。リスク管理委員会では、当社全部署および全子会社から報告されたすべてのリスクを評価し、重要リスクを特定した上で、その対応方針の決定および対応状況の確認等を行うとともに、内部監査室がリスク管理体制に係る監査を実施し、その監査結果はリスク管理委員会に報告されております。

## ③ コンプライアンス

当社グループでは、全使用人に、コンプライアンス・マニュアルを配布しており、また当社全部署および全子会社において定期的にコンプライアンス推進会議を開催して、コンプライアンスに対する意識付けおよびコンプライアンス・マニュアルの実施状況の確認を行っております。

また、社長を委員長とし、執行役員以上および内部監査室長ならびに監査等委員（オブザーバー）で構成するコンプライアンス委員会を当事業年度は2回開催し、コンプライアンスに関連する事項の審議あるいは内部通報がされた事項の報告およびその対応状況の確認等を行っております。

なお、内部監査室が法令・定款・社内規則等の遵守状況について監査を実施しており、必要に応じて是正・改善の指導を行っております。

## ④ 子会社の管理体制

子会社の管理を担当するエネルギー事業本部あるいは生活関連事業本部は、グループ会社管理規程に基づき、所管する子会社から経営状況等の報告を受け、また当社および子会社の職務権限責任規程に基づき、当社に対する報告事項と承認事項を管理しております。

子会社の業務運営の適正性を確保するため、子会社の経営上で特に重要な事項については、当社の取締役会あるいは経営会議において審議・決定しており、また内部監査室が子会社との間で内部監査契約を締結して子会社の内部監査を実施しております。

## ⑤ 監査等委員会（監査等委員会設置会社移行前は監査役会）の監査体制

当事業年度において、監査等委員会設置会社移行前の監査役会を4回開催、監査等委員会設置会社移行後の監査等委員会を11回開催しております。なお、監査等委員会は、監査等委員である取締役3名（うち社外取締役2名）で構成され、監査等委員の互選により常勤の監査等委員を2名置いております。また、監査等委員会からの申出により、監査等委員会の職務を補助すべき使用人1名を置いております。

各監査等委員は、監査等委員会において定めた監査の方針、職務の分担等に従い、当社および子会社の業務および財産の状況の調査等を行い、取締役の職務の執行について監査しております。具体的には、取締役会等の重要な社内会議に出席したほか、監査の実効性を確保するため、代表取締役との意見交換を行うとともに、会計監査人および内部監査室ならびに子会社の監査役との連携に努め、また各業務執行取締役および重要な使用人ならびに全子会社の個別ヒアリングを実施しております。

### (3) 株式会社の支配に関する基本方針

#### ① 基本方針の内容の概要

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大規模買付行為であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、大規模買付者による大規模買付提案を受け容れて大規模買付行為に応じるか否かの判断は、最終的に株主の皆様が判断に委ねられるべきだと考えております。

ただし、株式の大規模買付提案の中には、たとえばステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性があるなど、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのあるものや、当社グループの価値を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものもありえます。

そのような提案に対して、当社取締役会は、株主の皆様から負託された者の責務として、株主の皆様のために、必要な時間や情報を確保するとともに、株式の大規模買付提案者との交渉などを行うこと等により、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させる必要があると考えております。

#### ② 基本方針実現のための取組みの概要

石炭需要は今後も新興国を中心に拡大する見通しであり、当社グループは石炭販売と石炭生産の燃料事業を中核事業と位置づけて、引き続き新たな石炭権益の獲得を強力に進めております。

一方で燃料事業の業績は、石炭価格や外国為替等の外部要因の変動に大きく左右され、また昨今は、再生可能エネルギーやシェールガス等エネルギー資源を取り巻く構造変化も進んできております。



当社グループは、こうした将来のエネルギー資源ビジネスの変化に対応し、収益基盤の安定化・多様化を図るため、成長戦略として燃料事業における継続的な取り組みおよび新たなビジネスモデル構築と併せ、燃料事業以外の分野において新たな事業の柱を築くことで安定的な事業ポートフォリオを構築することが喫緊の課題と考え、新規事業の拡充を進めております。

こうした「石炭権益確保による中核事業の収益力強化」と「新規事業の育成による収益の安定化・多様化」という当社グループの成長戦略と、その実現に向けての各取り組みは、当社グループの株主価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に大きく貢献するものと確信しています。

- ③ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針が支配されることを防止するための取組み

当社は、平成19年12月20日開催の取締役会において、「大規模買付け行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下、「本施策」といいます。）の導入について、本施策の重要性に鑑み、有効期間を第152回定時株主総会終結のときまでとした上で決議いたしました。

その後、平成20年6月27日開催の第152回定時株主総会、平成23年6月24日開催の第155回定時株主総会、平成26年6月27日開催の第158回定時株主総会において、いずれも有効期間を3年間とする議案として上程させていただき、株主の皆様のご承認をいただきました。

本施策は、予め当社取締役会の承認を得ることなく当社株式の20%以上を取得する大規模買付け行為を行おうとする者またはグループ（以下「大規模買付け者」といいます。）に対し、当社が定める大規模買付けルールへの遵守を求めて、株主の皆様が大規模買付け行為に応じるか否かの適切な判断をいただくための十分な情報および期間を確保し、大規模買付け者が大規模買付けルールを遵守しない場合や当社の企業価値、株主価値が毀損される可能性が高いと合理的理由に基づき判断されるなどの一定の場合には、当社取締役会が株主の皆様に対する責務として、対抗措置としての効果を勘案した行使条件、取得条件、行使期間等を設けた新株予約権を無償割当するなど、必要かつ相当な措置をとることができるとするものです。

なお、本施策の概要は以上の通りですが、詳細につきましては当社ホームページ上に掲載しておりますので、下記URLより株式会社の支配に関する基本方針の「当社株式の大規模買付け行為に関する対応策（買収防衛策）」について」をご参照ください。

(<http://www.mitsui-matsushima.co.jp/news/index.php>)

#### ④ 上記③の取組みについての取締役会の判断

当社取締役会は、上記③の取組みが、上記①の会社の支配に関する基本方針に則って策定された当社の企業価値、株主価値の向上を確保することを目的とした取組みであり、株主共同の利益を損なうものではないと考えます。

また、当社業務執行を行う経営陣から独立した社外取締役、社外の有識者等から構成する独立委員会の勧告を尊重して対抗措置を発動することが定められていること、当社の株主総会または当社株主総会で選任された取締役で構成される取締役会によりいつでも本施策を廃止できること、対抗措置の発動、不発動、中止、停止について独立委員会の勧告要件および当社取締役会の決議もしくは判断の合理的な客観的要件が定められていることなどから、取締役の地位の維持を目的とする恣意的な判断や発動を防止するための仕組みをもった取組みであると考えております。

#### (4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社では、株主に対する利益の還元を経営上重要な施策の一つとして位置付けております。

当社は、将来における安定的な企業成長と経営環境の変化に対応するために必要な内部留保を確保しつつ、経営成績に応じた株主への利益還元を継続的に行うことを基本方針としております。

## 7. 決算期後に生じた企業集団の状況に関する重要な事実

該当事項はありません。

~~~~~  
(注) 事業報告の記載金額および株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てており、比率等は四捨五入により表示しております。

# 連結貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 資産の部            |               | 負債の部            |               |
|-----------------|---------------|-----------------|---------------|
| 科目              | 金額            | 科目              | 金額            |
| <b>流動資産</b>     | <b>24,726</b> | <b>流動負債</b>     | <b>11,824</b> |
| 現金及び預金          | 14,231        | 支払手形及び買掛金       | 3,138         |
| 受取手形及び売掛金       | 7,023         | 短期借入金           | 4,196         |
| 商品及び製品          | 875           | 未払法人税等          | 250           |
| 仕掛品             | 276           | 賞与引当金           | 293           |
| 原材料及び貯蔵品        | 1,015         | ポイント引当金         | 24            |
| 繰延税金資産          | 285           | その他の            | 3,921         |
| その他の            | 1,019         | <b>固定負債</b>     | <b>15,568</b> |
| <b>固定資産</b>     | <b>34,386</b> | 社債              | 24            |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>21,182</b> | 長期借入金           | 10,597        |
| 建物及び構築物         | 4,246         | リース債務           | 1,674         |
| 機械装置及び運搬具       | 6,082         | 繰延税金負債          | 36            |
| 土地              | 8,863         | 再評価に係る繰延税金負債    | 818           |
| リース資産           | 1,764         | 退職給付に係る負債       | 378           |
| その他の            | 226           | 資産除去債務          | 1,425         |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>8,341</b>  | その他の            | 614           |
| のれん             | 7,099         | <b>負債合計</b>     | <b>27,392</b> |
| その他の            | 1,241         | 純資産の部           |               |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>4,863</b>  | <b>株主資本</b>     | <b>29,661</b> |
| 投資有価証券          | 2,301         | 資本金             | 8,571         |
| 長期貸付金           | 841           | 資本剰余金           | 6,219         |
| 繰延税金資産          | 483           | 利益剰余金           | 15,784        |
| 長期預金            | 913           | 自己株式            | △914          |
| その他の            | 583           | その他の包括利益累計額     | 2,046         |
| 貸倒引当金           | △261          | その他有価証券評価差額金    | 143           |
|                 |               | 繰延ヘッジ損益         | △11           |
|                 |               | 土地再評価差額金        | 1,429         |
|                 |               | 為替換算調整勘定        | 485           |
|                 |               | 非支配株主持分         | 12            |
| <b>資産合計</b>     | <b>59,113</b> | <b>純資産合計</b>    | <b>31,721</b> |
|                 |               | <b>負債・純資産合計</b> | <b>59,113</b> |

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しています。

# 連結損益計算書

(自 平成28年 4月 1日)  
(至 平成29年 3月31日)

(単位：百万円)

| 科 目   |        | 金 額 |  |
|-------|--------|-----|--|
| 高価    | 53,086 |     |  |
| 利益    | 46,517 |     |  |
| 管理費   | 6,569  |     |  |
| 益     | 5,542  |     |  |
| 益     | 1,027  |     |  |
| 受取配当金 | 182    |     |  |
| 受取配当金 | 30     |     |  |
| 受取配当金 | 68     |     |  |
| 受取配当金 | 47     |     |  |
| 受取配当金 | 50     |     |  |
| 受取配当金 | 164    |     |  |
| 受取配当金 | 36     |     |  |
| 受取配当金 | 153    |     |  |
| 受取配当金 | 93     |     |  |
| 受取配当金 | 447    |     |  |
| 受取配当金 | 959    |     |  |
| 受取配当金 | 125    |     |  |
| 受取配当金 | 200    |     |  |
| 受取配当金 | 103    |     |  |
| 受取配当金 | 81     |     |  |
| 受取配当金 | 303    |     |  |
| 受取配当金 | 29     |     |  |
| 受取配当金 | 14     |     |  |
| 受取配当金 | 15     |     |  |
| 受取配当金 | 116    |     |  |
| 受取配当金 | 248    |     |  |
| 受取配当金 | 237    |     |  |
| 受取配当金 | 20     |     |  |
| 受取配当金 | 5      |     |  |
| 受取配当金 | 658    |     |  |
| 受取配当金 | 1,144  |     |  |
| 受取配当金 | 423    |     |  |
| 受取配当金 | △607   |     |  |
| 受取配当金 | △184   |     |  |
| 受取配当金 | 1,328  |     |  |
| 受取配当金 | 5      |     |  |
| 受取配当金 | 1,323  |     |  |

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しています。

# 貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 資産の部            |               | 負債の部            |               |
|-----------------|---------------|-----------------|---------------|
| 科目              | 金額            | 科目              | 金額            |
| <b>流動資産</b>     | <b>4,588</b>  | <b>流動負債</b>     | <b>4,842</b>  |
| 現金及び預金          | 1,589         | 買掛金             | 728           |
| 売掛金             | 2,261         | 短期借入金           | 1,500         |
| 前払費用            | 25            | 1年内返済予定長期借入金    | 1,424         |
| 繰延税金資産          | 132           | 未払金             | 133           |
| その他             | 578           | 未払費用            | 41            |
|                 |               | 未払法人税等          | 22            |
|                 |               | 預り金             | 921           |
|                 |               | 賞与引当金           | 40            |
|                 |               | その他             | 30            |
| <b>固定資産</b>     | <b>31,590</b> | <b>固定負債</b>     | <b>9,556</b>  |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>8,374</b>  | 長期借入金           | 8,321         |
| 建物              | 1,635         | 再評価に係る繰延税金負債    | 818           |
| 構築物             | 69            | 退職給付引当金         | 86            |
| 工具器具備           | 52            | その他             | 330           |
| 土地              | 6,609         |                 |               |
| その他             | 6             | <b>負債合計</b>     | <b>14,399</b> |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>27</b>     | 純資産の部           |               |
| ソフトウェア          | 12            | <b>株主資本</b>     | <b>20,263</b> |
| その他             | 14            | 資本金             | 8,571         |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>23,188</b> | 資本剰余金           | 6,219         |
| 投資有価証券          | 1,311         | 資本準備金           | 6,219         |
| 関係会社株           | 21,243        | 利益剰余金           | 6,386         |
| 関係会社長期貸付        | 125           | 利益準備金           | 460           |
| 繰延税金資産          | 439           | その他利益剰余金        | 5,925         |
| その他             | 71            | 別途積立金           | 1,000         |
| 貸倒引当金           | △3            | 繰越利益剰余金         | 4,925         |
|                 |               | <b>自己株式</b>     | <b>△914</b>   |
|                 |               | 評価・換算差額等        | 1,515         |
|                 |               | その他有価証券評価差額金    | 86            |
|                 |               | 土地再評価差額金        | 1,429         |
| <b>資産合計</b>     | <b>36,178</b> | <b>純資産合計</b>    | <b>21,779</b> |
|                 |               | <b>負債・純資産合計</b> | <b>36,178</b> |

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しています。

# 損益計算書

(自 平成28年 4月 1日)  
(至 平成29年 3月31日)

(単位：百万円)

| 科 目            | 金 額   |        |
|----------------|-------|--------|
| 売上高            |       | 31,686 |
| 売上原価           |       | 30,849 |
| 売上総利益          |       | 837    |
| 販売費及び一般管理費     |       | 1,337  |
| 営業損失           |       | 499    |
| 営業外収益          |       |        |
| 受取配当金          | 1,080 |        |
| その他            | 18    | 1,099  |
| 営業外費用          |       |        |
| 支払利息           | 75    |        |
| その他            | 46    | 121    |
| 経常利益           |       | 477    |
| 特別利益           |       |        |
| 固定資産売却益        | 66    |        |
| 資産除去債務戻入益      | 29    |        |
| 関係会社整理損失引当金戻入益 | 102   |        |
| 関係会社貸倒引当金戻入益   | 50    |        |
| その他            | 1     | 249    |
| 特別損失           |       |        |
| 固定資産売却損失       | 63    |        |
| 減損損失           | 116   |        |
| 補償損失           | 20    |        |
| その他            | 1     | 200    |
| 税引前当期純利益       |       | 526    |
| 法人税、住民税及び事業税   | △237  |        |
| 法人税等調整額        | △437  | △674   |
| 当期純利益          |       | 1,200  |

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しています。

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成29年5月10日

三井松島産業株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 磯 俣 克 平 ㊞  
指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 甲 斐 祐 二 ㊞  
指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 上 田 知 範 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、三井松島産業株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三井松島産業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 会計監査人の監査報告書謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成29年5月10日

三井松島産業株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 磯 俣 克 平 ㊞  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 甲 斐 祐 二 ㊞  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 上 田 知 範 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、三井松島産業株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第161期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上



# 監査等委員会の監査報告書謄本

## 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第161期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、監査等委員会が定めた内部統制システムに係る監査等委員会監査の実施基準に準拠し、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、計画及び職務の分担等に従い、会社の内部監査室及び内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

#### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年5月12日

三井松島産業株式会社 監査等委員会

|           |         |   |
|-----------|---------|---|
| 常勤監査等委員   | 高田 義 雄  | Ⓔ |
| 常勤監査等委員   | 荒木 隆 繁  | Ⓔ |
| 監 査 等 委 員 | 野田部 哲 也 | Ⓔ |

(注) 監査等委員荒木隆繁及び野田部哲也は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

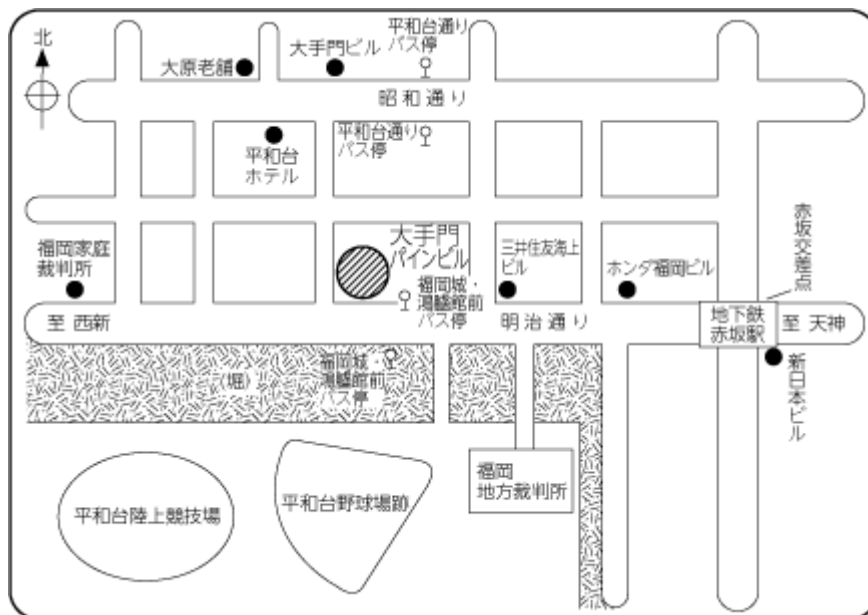
以 上





## 株主総会会場ご案内図

会 場 福岡市中央区大手門一丁目1番12号  
大手門パインビル 2階 会議室



### 【交通】

- 西鉄バス 福岡城・鴻臚館前下車 徒歩1分  
平和台通り下車 徒歩1分
- 地下鉄 赤坂駅下車 徒歩5分

### 【お願い】

駐車場の用意がございませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

